第三者からの情報取得事件:費用等一覧表

(千葉地方裁判所松戸支部以外の支部用)

申立手数料	1,000円(収入印紙 で納付)	
目録写し (押印されていないもの)	各1部	
予納金 (申立後、保管金提出書を郵送)	2,000円×〔第三者の数(※)〕 (※)給与·不動産の場合は不要	
申立人(代理人)への直送用封筒	〔第三者の数(※1)〕十1通(全でに84円切手(※2)を貼付) (※1)不動産の場合は不要 (※2)下表の内訳に含んでいます。	

申立ての内容	債権者, 第三者が各1名の 場合の 郵便切手 の額	第三者が1名増加するごとに 加算すべき 郵便切手 の額
預貯金•振替社債等	1,936円分	1,188円分
	内 訳	内 訳
	500 円 2 枚	500 円 2 枚
	100 円 5 枚	84 円 1 枚
	94 円 1 枚	20 円 4 枚
	84 円 2 枚	10 円 1 枚
	20 円 7 枚	5 円 2 枚
	10 円 2 枚	2 円 2 枚
	5 円 2 枚	
	2 円 2 枚	
給与	3,045円分	1,188円分
	内 訳	内 訳
	500 円 4 枚	500 円 2 枚
	100 円 5 枚	84 円 1 枚
	94 円 3 枚	20 円 4 枚
	84 円 1 枚	10 円 1 枚
	20 円 7 枚	5 円 2 枚
	10 円 2 枚	2 円 2 枚
	5 円 3 枚	
	2 円 2 枚	
不動産 (令和4年3月版)	2,961円分	
	内訳	
	500 円 4 枚	
	100 円 5 枚	
	94 円 3 枚	
	20 円 7 枚	
	10 円 2 枚	
	5 円 3 枚	
	2 円 2 枚	